

保険金請求権と相続放棄の関係

先日、当社の従業員Aが当社の自動車を運転中事故で死亡してしまいました。Aは生命保険に加入しており、また事故車には人身傷害補償保険が付いていました。他方、Aは相当額の債務を負っていましたので、Aの妻は相続放棄を考えているようですが、相続放棄をした場合、誰が保険金を受け取るのでしょうか。

1 生命保険契約において契約者は、保険事故が発生した場合に保険会社に対し死亡保険金の支払いを請求する権利を有する人（死亡保険金受取人）を指定しますが、指定の方法として、①特定の人を指定していた場合、②被保険者の「相続人」と抽象的に指定した場合、③死亡保険金受取人を指定しなかった場合が考えられます。

(1) 契約者が特定の人を死亡保険金受取人と指定した場合、保険金請求権は、被保険者の死亡すなわち保険契約の効力発生と同時に最初から死亡保険金受取人に帰属することとなりますので、その人の固有財産となり、相続財産には含まれません。

したがって死亡保険金受取人は、相続放棄をしたとしてもその保険金請求権を失うことはありません。

(2) 契約者が死亡保険金受取人を被保険者の「相続人」と抽象的に指定した場合には、保険契約者の意思を合理的に推測し、「相続人」とは保険事故発生当時の被保険者の相続人たるべき者個人と解するのが相当とされています（最高裁昭和40年2月2日判決）。

したがって、契約者が死亡保険金受取人を「相続人」と抽象的に指定した場合にも、保険金請求権は保険事故発生当時の被保険者の相続人たるべき者に帰属し、相続放棄したとしても保険金請求権を失うことはありません。

東京地裁昭和60年10月25日判決は、「保険契約者が死亡保険金受取人を『法定相続人』と指定した場合には、特段の事情のない限り、被保険者死亡時における、すなわち保険金請求権発生当時の法定相続人たるべき者個人を受取人として特に指定したいわゆる他人のための保険契約と解するのが相当」と判示しています。

契約者が死亡保険金受取人を被保険者の「相続人」と指定した場合に、数人の相

続人がいるときは、特段の事情のない限り、相続分の割合によって権利を有するという指定があったものと解されますので、各保険金受取人の有する権利の割合は、相続分の割合になります（最高裁平成6年7月18日判決）。

- (3) 契約者が死亡保険金受取人を指定しなかった場合、契約者自身を保険金受取人とする指定があると解され、保険金請求権は契約者自身に帰属することになります。

契約者が被保険者である場合、保険金請求権は契約者死亡により契約者の相続財産に含まれることになり、法定相続人が法定相続分に応じた割合により相続取得します。したがって、この場合は法定相続人が相続放棄をするとその保険金請求権を失うことになります。

2. 自動車保険における人身傷害補償保険は、被保険者自身が人身傷害事故により被った損害について、責任の確定や過失割合の決定を待たずに、保険契約上の損害額の算定基準により算定された金額の支払いを受けることができる損害保険です。

被保険者自身の損害を補償する自動車保険としては、人身傷害補償保険のほか、自損事故保険（被保険者が自動車事故によって死亡した場合、後遺障害が残った場合、または傷害を被った場合で、単独事故や加害者に自賠法上の責任追及ができないときに被害の程度に応じて一定額が支払われる保険）、搭乗者傷害保険（契約車の搭乗者が搭乗中に生じた事故により傷害等を受けた場合に一定金額が支払われる保険）がありますが、これらは保険契約者が死亡保険金の受取人を積極的に指定するものではなく、保険約款により保険金請求権者が定められています。約款上、被保険者が事故によって死亡した場合における保険金請求権者は単に「法定相続人」などと定めているのが一般的です。

この場合、相続放棄との関係で「法定相続人」の意味が問題となります。

大阪地裁平成16年12月9日判決は、「自動車保険の自損事故条項及び搭乗者傷害条項は、その性格上、特定の被保険者を予定することができないため、被保険者死亡の場合の死亡保険金の受取人についても特定人と定めることができず、被保険者の法定相続人と定めているものと解される」「一般的な保険契約者の意思を合理的に解釈すると、特段の事情のない限り、被保険者が死亡した時点、すなわち、保険金請求権が発生した時点において相続人となるべき法定相続人（被保険者の配偶者及び子で

あることが多いと推認される。)に保険金請求権を帰属させることを予定しているものということができ、当該法定相続人が相続放棄を行ったとしても、保険金請求権が順次移転し、相続放棄により相続権を取得した法定相続人あるいは相続財産法人が保険金請求権を取得することまでは予定していないというべきである」と判示し、相続放棄をした場合でも第一順位の法定相続人に保険金請求権を認めています。人身傷害保障保険の場合も同様に考えてよいでしょう。

3. 本件の場合

Aが生命保険の死亡保険金受取人を妻と特定して指定していた場合や、「相続人」と指定していた場合、死亡保険金請求権は指定された受取人固有の権利となりますので、相続放棄したとしても保険金請求権を失うことはありません。Aが死亡保険金受取人を指定していなかった場合、保険金請求権はAの相続財産に含まれ、法定相続人が相続分に応じた割合を相続取得することになりますので、妻は相続放棄すれば保険金請求権を失うことになります。

また、人身傷害補償保険金の請求権者は保険約款の定めによりますが、約款上、被保険者が人身傷害事故によって死亡した場合における保険金の請求権者が「法定相続人」と定められている場合、上記大阪地裁判決の見地から、第一順位の法定相続人である妻が保険金請求権を取得し、相続放棄したとしても保険金請求権を失うことはないと考えられます。